

佐 労 発 雇 均 1126 第 2 号
産 人 第 1873 号
平 成 30 年 11 月 26 日

各 団 体 の 長 殿

佐 賀 労 働 局 長



佐 賀 県 産 業 労 働 部 長



年 末 年 始 に お け る 年 次 有 給 休 暇 取 得 促 進 に つ い て

平素より労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国の年次有給休暇の取得率につきましては、平成12年以降、5割を下回っていましたが、平成29年51.1%と18年ぶりに5割を超えたところです。しかしながら、依然として政府目標である70%には、大きな乖離があります。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日閣議決定）において、「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得促進を一層促進する取組が求められているところです。

このため、厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい時季を捉え、その環境整備を進めており、本年の夏季及び年次有給休暇取得促進期間（10月）の取組に続き、年末年始における社会的な機運の醸成を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報等を行っていくこととしております。

今般、労働基準法が改正され、年次有給休暇の時季指定義務が創設されました。計画的付与制度を導入することは、労働基準法を遵守する視点からも重要となります。

つきましては、同封のポスター及びリーフレットを送付しますので、ポスターの掲示、リーフレットの配布、広報紙への掲載等により周知していただきますようお願いいたします（別紙 広報文例をご参照下さい）。

なお、佐賀県においても、県内事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスアドバイザーを派遣し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が取れる労働環境の実現を目指す取組や、社会保険労務士を派遣し、子育てしやすい職場環境を整備するための取組を行っています。